⑷　労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納が無いこと。(直近２年間の労働保険料の未納が無いこと。)
⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑺　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２　厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課経理係　安達　公克、増田　俊哉
電話03―5253―1111　内線5445
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成26年３月７日午前11時10分
４　入札説明会
⑴　日時　平成26年１月24日午後１時15分から
⑵　場所　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館厚生労働省入札室（１階会計課経理室隣）
⑶　説明事項　業務の概要、必要な資格等に関する事項及び手続き等
５　開札の日時及び場所
⑴　日時　平成26年３月７日午前11時15分から
⑵　場所　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館厚生労働省入札室（１階会計課経理室隣）
６　電子入札システムの利用
本案件は、電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
７　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この入札に参加を希望する者は、本公告に示した義務が履行できることを証明する書類及び暴力団等に該当しない旨を記載した誓約書を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
８　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kihara Akio Director, Worker's Compensation Administration Division, Worker's Compensation Department, Labour Standards Bureau and Yoshinaga Kazuo Director, Employment Insurance Division, Employment Security Bureau Ministry of Health, Labour and Welfare
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Maintenance management and help desk business of Equal Employment Policy Network System, 1 set
⑷　Fulfillment period : from the contract date to December 31, 2017
⑸　Delivery Place : The place specified by the contracting entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures, Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
１．Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or persons under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract May be applicable under cases of special reasons within the said clause
２．Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
３．Have Grade A, B or C "offer of services etc" in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015
４．The person who joins labor insurance and there is not the nonpayment of the labor premium
５．Prove to have no false statement in tendering documents
６．Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
７．Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for tender : 11 : 10 AM 7 March 2014
⑻　Contact point for the notice : Kimikatsu Adachi, Shunya Masuda Accounting Section, Worker's Compensation Administration Division, Worker's Compensation Department, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8916 Japan TEL 03―5253―1111 ex 5445

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年１月14日
分任支出負担行為担当官
国立感染症研究所
総務部業務管理課長　郡　　正彦
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　件名及び数量
国立感染症研究所村山庁舎で使用する電気
契約電力　2,150kW
予定使用電力量　11,538,000kWh
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　平成26年４月１日から平成27年３月31日
⑸　履行場所　分任支出負担行為担当官が別途指定する場所。
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当研究所が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、電子入札システムに該当しない。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。